



誓約書等の電子化対応に向けた  
ご協力のお願いとスケジュール等のご案内  
2023年度上半期の検査結果報告 機構検査部

明けましておめでとーございませす。



一般社団法人  
遊技産業健全化推進機構

代表理事

五木田 彬

関係各位の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの警戒から解放され、穏やかに令和六年の新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は、皆様方の協力もあって当機構は順調に活動を行なうことが出来ました。新年にあたって健全化に向けていっそう邁進する決意であります。変わらぬご支援をお願いいたします。

当機構は旧年中、不正防止の主力事業である遊技機や計数機の立入検査活動を全国のパチンコホールを対象に行ない、さらに政府が取り組むギャンブル等依存症対策推進基本計画の一環として依存防止対策調査を全国の承諾書提出ホールで実施しました。ホールの現場では当機構へのご理解、ご協力があり、順調な検査、調査活動が出来たことに感謝いたします。

立入検査では、残念ながら行政通報した異常事案がありました。さらに、昨年11月警察庁は「特定機種についての電子的な不正改造が行われた事案」に言及し、近年減少傾向にあった不正改造機の問題を明らかにしました。当機構においても警戒を強め、遊技機・計数機の検査活動に一層心血を注いで

## CONTENTS

1/2 January  
February  
2024

誓約書等の電子化対応に向けた ご協力のお願いとスケジュール等のご案内	2
2023年度上半期の検査結果報告 機構検査部	4
スマスロで売上はコロナ禍前に回復 新年は地元ホールとしての足固めを	7
人口の少ない地域の自家買いの問題について 三堀 清	8
店長に求められる知識「計数管理XI」	11



### 大阪市天王寺区 四天王寺 どやどや

聖徳太子創建の由緒ある四天王寺では、正月14日にふんどし姿の男子中高生がお札を奪い合う裸祭り「どやどや」が行われる。赤と白のふんどし、ハチマキ姿に分かれた生徒、教職員が境内の六時礼讃堂前に打ち揃い、堂上にのぼっては押し合いへし合い。撒かれる護符「牛王宝印」の獲得数を赤白両組が競うものだ。多いときは前半後半と総勢1000人の男子が参加する。凍てつく寒さの中、体の摩擦でケガをしないように、大柄杓で水が頭から掛けられると、熱気で湯気が立ちのぼる。

元日から始まる僧侶たちの修正会(しゅうしょうえ)の結願(けちがん)日の14日に、一般人が参加して「どやどや」が行われてきた。今では開始を午後2時に繰り上げ、参加者も特定の学校の生徒、先生に限るようになったが、若者のエネルギーで邪気を払い、よい新年を呼び込むことに違いはない。

表紙の  
はなし



取り組んでまいります。

依存防止対策調査では、全国的に諸施策の理解が進む一方、自己申告・家族申告プログラムの導入については、伸び悩んでいる実情が浮き彫りになっています。機構の調査結果を活用いただき、更なる依存対策に役立てていただければ幸いです。

新型コロナウイルスが5類に移行後コロナ前の日常が戻り、サービス業など経済活動も回復しつつありますが、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的インフレ、物価高が復調気運の足を引っ張っているようです。中東での新たな戦火、隣国中国の不動産バブルの崩壊、極端な円安傾向と不安材料もあります。

しかしながら、各界の新年の予測を見ますと、物価高、国外の経済減速の問題はあるものの、人々の行動は順調に活発化し、サービス消費が回復するというのが大方の見方です。人気予測として、「国内旅行」「花火」「夏祭り」など庶民的で生活感のある娯楽が上位に上がっていました。

庶民の娯楽の王道を歩んできたパチンコ・パチスロにとっては好機であり、役割は大きいと考えられます。全国の多くのホールでは依存対策を徹底し、お客さんがほどほどに楽しめる遊技として、地域の住民に長く愛される存在をめざしておられます。自治体との災害時の協力協定、社会貢献活動なども拡大傾向にあります。

当機構は業界のさらなる健全化の推進のため自らの役目を邁進してまいります。

機構ではまた、ホールの皆様の手続きの簡素化を図るため、誓約書、承諾書の電子化への手続きをまもなく開始します。こちらもご協力をお願いいたします。

## 機構の動き

10-11月度<2023年10月1日~11月30日>

### 遊技機等への立入検査関係

- 10月度 立入検査店舗数118店舗  
(遊技機検査97店舗、計数機検査21店舗)
- 10月末日 誓約書提出店舗数7229店舗 (対前月比▲65)
- 11月度 立入検査店舗数105店舗  
(遊技機検査84店舗、計数機検査21店舗)
- 11月末日 誓約書提出店舗数7213店舗 (対前月比▲16)

### 依存防止対策調査の関係

- 10月度 依存防止対策調査実施店舗数126店舗
- 10月末日 承諾書提出店舗数7161店舗 (対前月比▲65)
- 11月度 依存防止対策調査実施店舗数101店舗
- 11月末日 承諾書提出店舗数7146店舗 (対前月比▲15)

### 会議開催関係

11月1日(水)に定例理事会、臨時社員総会を開催。定例理事会では給与規程の一部改訂を、臨時社員総会では社員の費用負担の件を、それぞれ原案通りに承認可決した。また、今年度上半期の立入検査、依存防止対策調査の結果等が報告された。

# お問い合わせとスケジュール等のご案内

平素より当機構に對しましては格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年9月19日、当機構ホームページでご案内させていただきました「誓約書等の電子化対応に向けた取り組み」につきまして概ねの日程、スケジュール等をお知らせできる段階になりましたのでご案内させていただきます。

改めてのご案内になりますが、この度「紙ベース」で当機構宛てにご提出いただいている誓約書・承諾書をWEB登録に変更する「誓約書等の電子化」を実施致しますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

新たにご提出いただく誓約書には、追加となる誓約事項が含まれる予定です。一つは「当機構への経費負担に関する内容」であり、二つは社員団体（ホール関係4団体）より依頼の

あった「広告宣伝に関する内容」です。当機構は現在までに社員団体を通じてパチンコホールより経費負担を頂いており、かつパチンコホールでは広告宣伝においても社員団体（ホール関係4団体）が制定するガイドラインにそったかたちで営業されていることと存じますので、新たな誓約事項による影響はないものと考えております。

誓約書等の電子化に際しまして、現在誓約書・承諾書をご提出いただいているすべてのパチンコホール営業者の方へ、改めて「当機構の専用WEBサイト」より誓約書等の再提出（登録）をお願いすることになります。

その方法としては、まず、パチンコホール営業者の方に誓約書等の提出に関する「登録者申請」を行なっていただきます。登録者申請の際には営業者の方をサポートされる実務担当者が操作可能となる仕組みとし

## 登録者申請手順

「当機構の専用WEBサイト」にて、登録作業をされる方の申請手続きをしていただきます。

(1) 機構ホームページ(<https://www.suishinkikou.or.jp>)にアクセスしてください。

(2) 「誓約書等の提出をする(登録者申請ページへ)」をクリックしてください。

(3) 入力画面の必要事項を入力し、「送信」をクリックしてください。

(4) 機構で登録内容の確認後、申請ページで登録いただいたメールアドレス宛に「登録者マイページ」の「URL・ログインID・パスワード」を送付します。

※内容の確認に際して、ご登録いただいた電話番号に当機構より連絡させていただく場合がございます。

(5) 「登録者申請」の完了です。送付メール内のURLより「登録者マイページ」へログインいただき、ページの内容に沿って誓約書・承諾書をご提出(ご登録)ください。



# 誓約書等の電子

ています。そして、申請された登録情報を機構誓約書担当が確認した後、ご登録者様宛に具体的なお提出方法を電子メールでお送りさせていただきます。

当機構の専用WEBサイトでの「登録者申請」受付開始日は、2024年1月15日(月)10時からとさせていただきます。ホール業者の方におかれましては、必ず期間内に「当機構の専用WEBサイト」から再提出(登録)をお願い致します。「登録者申請」手順につきましては、下記「登録者申請手順 及び スケジュール」をご参照ください。また、現在の予定としては2024年5月11日(土)をもってお出しいただいている旧誓約書(紙ベース)から「当機構の専用WEBサイト」で提出(登録)される新誓約書へ移行させていただきます。

なお、受付開始時、申請登録が集中することも予想されることから、登録受付の日程を全国3つの地区に分けて、受付時期を指定させていただきます。お手数とは思われますが、ご理解ご協力の程、よろしくお願致します。

## スケジュール(登録者申請～提出まで)

ホール所在地の都道府県ごとに、以下のスケジュールで「登録者申請」をお願いします。  
※土日祝日、年末年始は、返信・ご質問への回答をお休みさせていただきます。ご理解をお願いします。

- ①北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・東京都・茨城県・栃木県・群馬県  
⇒2024年1月15日(月)～2024年2月9日(金)
- ②埼玉県・千葉県・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県  
富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県  
⇒2024年2月13日(火)～2024年3月15日(金)
- ③滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県  
岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県  
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県  
⇒2024年3月18日(月)～2024年4月12日(金)
- ④すべての都道府県(予備)  
⇒2024年4月15日(月)～2024年5月10日(金)

※2024年1月11日(木)をもって紙ベースの誓約書の提出受付を終了します。  
2024年5月11日(土)をもってお出しいただいている旧誓約書(紙ベース)から「当機構のWEBサイト」から再提出(登録)された新誓約書へ移行致します。  
従って2024年5月11日より新誓約書による誓約内容を有効とさせていただきます。

### 【ご注意点等】

- ・受付開始前(1月11日まで)の誓約書・承諾書のご提出については、現状通り紙ベースでご提出ください。(受付開始後に、「当機構の専用WEBサイト」から再提出もお願い致します。)
- ・既にご登録の誓約書記載内容に変更が生じた場合や、新規出店については①～④全ての期間でご提出が可能です。
- ・地区の異なる複数店舗を提出されるホール業者の方は、①～④全ての期間でまとめてのご提出が可能です。
- ・新誓約書への移行日は進捗状況により変更させて頂く場合もあります。その際は速やかにお知らせします。
- ・上記期間内で早期登録希望等がございましたら当機構までご相談ください。

誓約書等の電子化「登録者申請」  
受付開始日：2024年1月15日(月)10時から



# ホール経営者の皆様へ

※本件に関するご質問等は、機構事務局までご連絡をお願いします。  
機構事務局担当 TEL：03-3518-2062 FAX：03-3518-2063



機構検査部

## 機構検査部が 2023年度上半期（4月～9月）に 行なった立入検査活動の 結果報告をお届けする。

2023年の4月から9月までの半年間に機構検査部は、別表①の通り45都府県方面の681店舗（うち計数機検査は127店舗）を訪問し、ぱちんこ遊技機2134台、回胴式遊技機2118台の合計4252台の遊技機の検査を行った。計数機の検査台数は玉計数機98台、メダル計数機29台の合計127台であった。

昨年同期比では、立入検査店舗数で約34%減、ぱちんこ遊技機で約36%減、回胴式遊技機で約40%減、玉計数機では約4%減、メダル計数機で約12%減であった。別表②では2023年度上半期の月別集計も併せて報告する。

本年度上半期の立入検査においても立入拒否はなく、ホール側の受け入れ対応等も問題がないものであった。

であった。

今後とも、機構検査部は全国的にホールへの立入検査活動等を遂行する予定であり、誓約書を提出されたホールにおかれては、実施される検査活動等に対して、ご理解とご協力をお願いしたい。また、

### 検査の結果

上半期の検査活動において、遊技機検査では異常な事案は確認されなかった。半年間を通して異常が確認されなかった点については喜ばしい事である。ここ数年の遊技機検査の異常事案減少の傾向をさらに推し進めるため、ホールの皆様には遊技機点検の実施を継続し、異常事案「ゼロ」の維持をお願いしたい。

当機構では、新型コロナウイルス5類移行後も検査要員の日々の体調管理はもちろんのこと、検査時には必要に応じてマスクや手袋等を着用し作業を実施させて頂いており、当機構が実施している感染症対策についてもご理解を頂きたい。

一方、計数機検査においては、第1四半期で異常計数が1件あり、第2四半期では異常な事案は確認されなかったが、一部の店舗において再検査を実施する（初回検査で異常計数あり）など、徐々に減少傾向にあった計数機検査の異常事案が今後増加することのないよう、継続的に計数機の点検の実施をお願いしたい。

別表② 2023年度 上半期 立入検査月別集計

各月	検査日数	訪問都府県方面数	検査ホール数			検査台数				計
			遊技機	計数機	計	遊技機		計数機		
						ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
4月	13	9	143	26	169	544	542	19	7	1,112
5月	12	8	88	14	102	356	332	11	3	702
6月	14	11	93	16	109	370	344	13	3	730
7月	14	9	82	21	103	300	332	18	3	653
8月	11	12	78	24	102	282	320	17	7	626
9月	13	10	70	26	96	282	248	20	6	556
合計	77	59	554	127	681	2,134	2,118	98	29	4,379

(2023年4月1日～9月30日)

次に機構に対して誓約書を提出されているパチンコホールは、9月末時点で7294店舗であった。



別表① 遊技機及び計数機の検査ホール数及び検査台数 (2023年4月1日～9月30日)

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				
		遊技機	計数機	計	遊技機		計数機		計
					ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	札幌方面	19	3	22	74	76	3	-	153
2	旭川方面	9	7	16	36	36	6	1	79
3	北見方面	6	-	6	24	24	-	-	48
4	函館方面	-	9	9	-	-	7	2	9
5	青森県	7	9	16	28	26	7	2	63
6	岩手県	9	5	14	42	30	4	1	77
7	宮城県	15	9	24	60	60	7	2	129
8	秋田県	9	8	17	32	40	6	2	80
9	山形県	10	-	10	36	36	-	-	72
10	福島県	14	-	14	56	56	-	-	112
11	東京都	29	8	37	106	96	6	2	210
12	茨城県	21	-	21	80	84	-	-	164
13	栃木県	12	-	12	48	48	-	-	96
14	群馬県	10	-	10	46	32	-	-	78
15	埼玉県	36	-	36	132	136	-	-	268
16	千葉県	17	-	17	62	54	-	-	116
17	神奈川県	33	-	33	136	114	-	-	250
18	新潟県	11	-	11	40	44	-	-	84
19	山梨県	-	9	9	-	-	6	3	9
20	長野県	8	-	8	28	36	-	-	64
21	静岡県	12	10	22	44	52	7	3	106
22	福井県	-	8	8	-	-	5	3	8
23	岐阜県	8	-	8	28	26	-	-	54
24	愛知県	17	-	17	66	68	-	-	134
25	滋賀県	11	-	11	36	44	-	-	80
26	京都府	10	8	18	32	40	7	1	80
27	大阪府	19	8	27	76	76	7	1	160
28	兵庫県	30	-	30	114	114	-	-	228
29	奈良県	-	7	7	-	-	5	2	7
30	和歌山県	-	7	7	-	-	5	2	7
31	島根県	7	-	7	28	28	-	-	56
32	岡山県	18	-	18	64	76	-	-	140
33	広島県	29	-	29	102	118	-	-	220
34	山口県	9	-	9	32	40	-	-	72
35	香川県	9	-	9	36	36	-	-	72
36	愛媛県	7	-	7	36	20	-	-	56
37	高知県	9	-	9	40	32	-	-	72
38	福岡県	16	6	22	56	70	4	2	132
39	佐賀県	-	6	6	-	-	6	-	6
40	長崎県	15	-	15	60	60	-	-	120
41	熊本県	8	-	8	38	24	-	-	62
42	大分県	8	-	8	28	36	-	-	64
43	宮崎県	6	-	6	24	24	-	-	48
44	鹿児島県	20	-	20	84	70	-	-	154
45	沖縄県	11	-	11	44	36	-	-	80
合計		554	127	681	2,134	2,118	98	29	4,379

昨年度3月末時点では、誓約書提出ホールが7572店舗あったことから、この半年間に278店舗が減少したことになる。(別表③)

参照) また、既に廃業されているにも関わらず、機構宛に連絡の無い店舗も誓約書提出店舗としてカウ

トされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があることを付け加える。

検査で気づいたことと考察をお伝えする

実際に立入検査を行なった結果に関し、その概略と考察をお知らせする。

上半期に確認された異常事案は遊技機検査で0件、計数機検査で1件であり、第2四半期だけの異常事案は遊技機検査・計数機検査とともに0件であった。

この遊技機検査の「異常事案ゼロ」は遊技機の異常事案が年々着実に減少傾向であることを示す数字ではあったが、最近になり、機構の立入検査ではないものの、特定の遊技機で電子的な不正改造事案が複数にわたり発見されたことは、今まで着実に積み上げてきた業界の信頼を損なう事態になりかねないと危惧する。ぜひともホールの現場では他人事とは捉えず、自らが身を置く業界の懸案事項として、健全化に向けて真摯に取り組んでいただきたいと考えている。

# 2023年度上半期の検査結果報告 機構検査部

機構検査部としても不正事案には常に目を光らせ、業界の健全化に向け、検査活動を通して異常事案の撲滅に邁進していきたい。

また、電子的な不正事案とは違うが、前年度まで「部品取り」と思われる事案が続いており、今後の検査活動を通して、その点もしっかりと見極めていきたい。「部品取り」と思われる事案は、ホール現場での日常点検等でつぶせる内容だと考えられる。特に回胴式遊技機の清掃等メンテナンスの場合、隣り合う遊技台等のホッパーの入れ違いのケースなどが発生しないよう、細心の注意を払って対応をお願いしたい。

計数機検査について、第1四半期での異常計数事案は残念であり、第2四半期で異常計数は確認されなかったものの、一部の店舗では再検査を実施するなど、ひとつ間違

えば異常計数とカウントされてしまふ事態であった。計数機の異常も遊技機と同様で、日々の点検業務等で防げる場合が十分にあると考えられる。ホールの現場では、引き続き、玉計数機・メダル計数機の定期的なメンテナンスを継続してお願いしたい。

さらに検査部では、現時点において、すべての検査遊技機を対象とした「検定期間」「認定期間」の確認は実施してはいないものの、この上半期にわたっても検査の際に「検定期間ではないか?」と思われるケースがあったことをお伝え

したい。もちろん、新規則に基づき製造等された遊技機であり、検定が切れても直ちに問題があるわけではないが、故障などの際は修理ができなくなる等の制約も生じてしまう恐れがある。この点を考慮し、遊技機を長期間使用するのであれば、「検定期間」が切れる前に「認定取得」をし、使用していただいた方が良いと考えている。

最後に、立入検査終了後等に実施される依存防止対策調査に関してもその対応をお願いしたい。別表③に、現在の誓約書と承諾書の

提出状況を掲示しているが、「承諾書」の提出がない店舗が未だに68店舗存在している。すでに廃業されているにもかかわらず、機構宛に廃業連絡の無い店舗も含まれてカウントされていることも考えられるが、実際に営業されている店舗は速やかに、承諾書の提出をお願いしたい。

現在検査部では、承諾書未提出ホールへは事務局と連携して検査終了後に、その提出をお願いしているところであり、ホール企業皆さんのなお一層の協力が不可欠であると考えている。

別表③ 誓約書・承諾書提出店舗数 (都府県方面別)

NO.	都府県方面	誓約書 提出ホール数	承諾書 提出ホール数	提出ホール数の 差 異 承 認	提出率 承/誓
1	札幌方面	191	191	-	100%
2	旭川方面	61	60	▲1	98%
3	釧路方面	58	58	-	100%
4	北見方面	34	34	-	100%
5	函館方面	36	36	-	100%
6	青森県	95	95	-	100%
7	岩手県	99	99	-	100%
8	宮城県	149	146	▲3	97%
9	秋田県	87	87	-	100%
10	山形県	66	66	-	100%
11	福島県	146	134	▲12	91%
12	東京都	586	586	-	100%
13	茨城県	185	183	▲2	98%
14	栃木県	124	124	-	100%
15	群馬県	99	96	▲3	96%
16	埼玉県	349	348	▲1	99%
17	千葉県	308	305	▲3	99%
18	神奈川県	395	394	▲1	99%
19	新潟県	123	123	-	100%
20	山梨県	49	49	-	100%
21	長野県	125	125	-	100%
22	静岡県	216	216	-	100%
23	富山県	53	53	-	100%
24	石川県	64	64	-	100%
25	福井県	60	60	-	100%
26	岐阜県	122	122	-	100%
27	愛知県	395	386	▲9	97%
28	三重県	93	93	-	100%
29	滋賀県	82	80	▲2	97%
30	京都府	128	127	▲1	99%
31	大阪府	517	513	▲4	99%
32	兵庫県	298	296	▲2	99%
33	奈良県	59	58	▲1	98%
34	和歌山県	60	60	-	100%
35	鳥取県	47	47	-	100%
36	島根県	57	57	-	100%
37	岡山県	110	106	▲4	96%
38	広島県	205	202	▲3	98%
39	山口県	90	87	▲3	96%
40	徳島県	49	49	-	100%
41	香川県	66	66	-	100%
42	愛媛県	96	96	-	100%
43	高知県	66	66	-	100%
44	福岡県	280	277	▲3	98%
45	佐賀県	53	53	-	100%
46	長崎県	105	103	▲2	98%
47	熊本県	120	119	▲1	99%
48	大分県	97	95	▲2	97%
49	宮崎県	95	93	▲2	97%
50	鹿児島県	175	172	▲3	98%
51	沖縄県	71	71	-	100%
	合計	7,294	7,226	▲68	99%

(2023年9月30日現在)





JR中央線荻窪駅前に立つ「オーパ荻窪店」



古磯紀代貴  
パチンコ事業部長

# スマスロで売上はコロナ禍前に回復 新年は地元ホールとしての足固めを

2023年は大手ホール企業の倒産が報道され、コロナ禍が遊技業界にも暗い影を落とすと伝えられた。全国ホール店舗数の減少の歯止めもかからない。しかし新年に向け、反転攻勢に手応えを感じているホールも少なくない。都内の老舗ホールに23年をどう振り返り、24年をどう思いで迎えるのか、話を聞きに出た。

## 創業50周年の節目 無事乗り切った自信

訪ねたのは、東京都杉並区で「オーパ荻窪店」（総台数607台）と

「オーパ阿佐ヶ谷店」（同378台）の2店舗を経営する安富産業（安益済社長）。昨年5月は創業50周年の節目だった。

古磯紀代貴パチンコ事業部長は、2023

年は何とか売上がコロナ禍前まで回復しました」と明るい表情で語ってくれた。

コロナ禍の最中は、同社も例にもれず、稼働、売上が大幅にダウン。苦しい経営を強いられながら、「あらゆる助成制度を駆使して、我慢の営業を続けました」と同部長。耐えた甲斐があったと実感したのは22年秋頃から。次第に稼働が好転し、23年はその流れに乗れたと、節目の年を無事乗り切ったことに胸をなでおろしていた。

追い風となったのは22年11月に登場したスマートパチスロ（以下、スマスロ）。オーパ荻窪店は23年12月現在、パチスロの4割弱をスマスロが占めている。なかでも「Lパチスロ北斗の拳AD XR」は連日高稼働を堅持している。



## 広告宣伝基準も好転要因 顧客本位の営業を続ける

同社が業績好転の要因としても一つ挙げたのは、広告宣伝ガイドライン。店舗が「できること」の基準がより明確になったという。

警察庁は、広告宣伝の基準を全国一律に明確化するため、「ばちんこ営業における広告及び宣伝の取扱いについて」の文書を発出。それを受けてホール関係4団体は23年2月に「広告宣伝ガイドライン」を制定した。

「おかげで中小ホールでも自店の

パチンコ営業を支えるのは常連客

特徴を打ち出しやすくなったように思います」と同部長。

こうした業界動向のなか、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが23年5月に2類から5類に移行。日常がコロナ禍前に戻っていった社会的背景も追い風となって、業績が好転したと振り返る。

新年はどうか。この1年はスマート遊技機や関連設備など、設備投資の負担が大きかったが、さらに新紙幣対応が待っている。パチスロに比べて、パチンコがスマートパチンコ登場後も厳しい状況が続いているのも気がかりだ。

しかし同部長は、長年の常連客に支えられてきたパチンコだけに、あまり悲観はしていない。「着実に24年も顧客本位の営業を続け、地域のホールとしての立ち位置を堅守したい」と結んだ。



安富産業を牽引するスマスロ



同社は杉並区で開業して半世紀。顧客本位に歩んできた

# 人口の少ない地域の 自家買いの問題について



## 三堀 清

みほり きよし

昭和32年 神奈川県生まれ

早稲田大学法学部卒

司法修習終了後

昭和63年 弁護士登録(第二東

京弁護士会)し、大手企業の

法律問題を扱う法律事務所勤

務を経て

平成8年 早稲田大学大学院修

士課程終了

平成9年 三堀法律事務所開設

現在、パチンコホールを始め企

業関連の民事事件を手がける

## 1

報道された

自家(直)買い事案

令和5(2023)年11月27日、北海道放送(HBC)は、以下のようなニュースを配信した。

「10月、北海道増毛町のパチンコ店で、客が得た景品を、直接買い取って換金させたとしてパチンコ店の経営者の男と従業員の女が逮捕されました。:

2人は共謀し、10月25日、男が経営する増毛町内のパチンコ店で、3人の客が得た『特殊景品』と呼ばれる景品15点を、4万6500円で買い取った疑いがもたれています...」。

これは典型的な風適法23条1項2号違反の景品(賞品)の自家(直)買いで、

刑事処分は同法52条1項2号で6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はこれらの併科、行政処分は量定Bで40日以上6月以下の営業停止処分、基準期間は3月となる事案である。

事件のあった増毛郡増毛町は、北海道西北部の日本海に面した漁業の町で、人口は3634人(同町役場のサイトより)であるから、今回、経営者らが検挙されたパチンコホールは、町の唯一のホールとして、地域住民の娯楽とコミュニティの核として機能していたものであろう。

## 2

今回の事案が

浮き彫りにした問題

今回の事案は、山間部・島しょ部や

過疎地等、人口の少ない地域のホールの自家買いの問題を浮き彫りにしたものと見える。

景品買取の方法により換金する流通システムとしては、ホール業者とは人的・経済的に独立性のある景品買取業者が経営する景品買取所が遊技客から景品を買い取ってこれを景品卸業者に転売し、卸業者からホール業者に納品するという三店(点)方式が厳格に運営されて初めて違法性がないものとされている。ホール業者は買取業者と接点を持たないので、卸業者が買取業者を招請してこのシステムを構築する場合が多いようだ。

ところが人口の少ない地域のホールは、卸業者の流通網から外れていたり、取扱量が採算ベースに届かず、卸業者



も買取業者も参入しなかったりするために三店方式のインフラが整わない。それでも客の換金需要に応じようとして、自家買いに走るのである。

このような、三店方式のインフラが整わない人口の少ない地域のホールはどうあるべきかという問題について、暴論の誹りをおそれずに述べてみたい。

### 3 換金需要の抑制

この問題に対する回答としては、先ず、換金需要を抑制することが挙げられる。

具体的には、カタログ景品を含む景品の取り揃えを一層充実させ、貯玉・再プレイシステムの利用を更に拡大させる等の方策を実行しなければならぬ。

これを更に徹底するには、景品について、有価証券の提供禁止という規制（風適法23条1項1号）や「一般に日常生活の用に供すると考えられる物品」に限るとする規制（風適法施行規則36条2項2号）を柔軟に運用し、例えば、飲食店で利用できる食券や、各種コンテンツをサブスクリプションでできるツール等も幅広く提供できるように手当が必要かもしれない。また、貯玉・再プレイ

システムの利用も、利用手数料相当分の貯玉からの控除を認める等、ホールと客双方に利用しやすいメリットを設けるべきであろう。

### 4 換金需要の低減化によっても

#### 克服されない問題

とはいうものの、現実問題として換金需要を完全にゼロにすることは不可能である。遊技人口の少ない地域の小型のホールでは、元々三店方式のコストを賄うだけの景品の流通量がないのに換金需要を抑制することは、その流通量を更に減少させて買取業者・卸業者の採算ラインを一段と割り込ませることになる一方で、却って自家買いの誘因になるという皮肉な結果となってしまう。

では、このような皮肉な関係を打ち破るにはどうしたらよいであろうか。

この点に関しては、東京都内で実施されている金地金景品を用いた流通システムの現状が参考になる。

### 5 金地金景品とその問題

金地金景品を用いた東京都内の流通

システムは、金の相場価格の高騰により、景品が買取所以外に流れてしまうという現象が発生している。

平成3（1991）年9月の金地金景品の導入時の相場は1g1291円（平均価格）だったが、令和5（2023）年11月には1g1万円を超えているのに、TUCの買取所での1gの金地金景品の買取価格は9000円となっているから、貴金属商・古物商や買取所周辺の路上で客に声を掛けて来る「路上買い」にまで流れてしまうのである。各都道府県の迷惑防止条例では「遊技場営業所又は遊技場営業所付近においてうるついで、遊技客が手に入れた景品を転売目的で買い集める行為」を禁止し、違反者に罰金刑等を規定している例があり（例えば、東京都の同条例4条、8条4項2号）、景品の路上買行為は違法な行為なのだが、逆の見方をすると、金地金景品は、買取所がなくても売却（換金）できるといことが実証されたことになる。

このように、金地金景品は、一旦提供してしまえば、客が任意に売却して換金できる可能性があるから、買取所・買取業者というインフラを要する三店方式というシステムの構築を不要とする余地が出てくるのである。

## 6

### 金の相場価格の 高騰への対応策

しかしながら、景品の価格の最高限度は消費税抜きで9600円が上限とされているから（風適法施行規則36条3

項）、現在の相場が続くと、1gの金地金はこの最高限度を超えたままになって景品として利用できなくなることは明らかである。

そこで、一つの試みとして、金よりも価格が安いうえに相場の変動が少ない貴金属であるプラチナや銀の地金を

三店方式のインフラが整わない人口の少ない地域のホールはどうあるべきかという問題について、暴論の誹りをおそれずに述べてみたい。

人口の少ない地域では、

卸業者の流通網から外れていたり、採算ベースに乗らないため

卸業者・買取業者が参入して来なかつたりするという問題がある。

しかしプラチナや銀の地金を加工したような貴金属の景品であれば、

景品が市場で売却できるように買取所は不要となり、

集荷・互換のプロセスも不要となり、

景品の流通システムは、

卸業者がホールに必要な数量の景品を納品するだけという単純なものになる。

そうなると、セキュリティ上の問題はあるが、

卸業者が実際の納品に当たらなくとも、

通常の運送業者・宅配業者が他の貨物と混載して納品できるのであるから

この点の問題もクリアされると期待できよう。

加工した景品を採用してはどうだろうか。

また、この場合、毎日の相場に合わせた変動制の価格で提供するシステムを採用すれば、等価交換規制（風適法施行規則36条2項1号イ）に適合すると共に、景品の仕入価格と提供価格に無用な差益や差損が生じたりすることがなくなるであろう。

## 7

### 貴金属地金景品の 納品の問題

先に、人口の少ない地域では、卸業者の流通網から外れていたり、採算ベースに乗らないため卸業者・買取業者が参入して来なかつたりするという問題に触れた。

しかし、景品が市場で売却できるのであれば買取所は不要となり、集荷・互換のプロセスも不要となり、景品の流通システムは、卸業者がホールに必要な数量の景品を納品するだけという単純なものになる。そうなると、セキュリティ上の問題はあるが、卸業者が実際の納品に当たらなくとも、通常の運送業者・宅配業者が他の貨物と混載して納品できるのであるからこの点の問題もクリアされると期待できよう。





# 店長に求められる知識

## 計数管理 XI

パチンコ店舗管理者  
実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識・業界知識・法律知識・不正排除・計数管理・機械整備・設定管理・顧客サービス・経営マネジメント・マーケティング・労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

パチンコ店の店長にとって、計数管理の知識は必須です。パチンコ店の利益管理に直結する知識であり、パチンコ店の商品である遊技機の運用を左右します。他の業種とは異なります。パチンコ店ならではの知識でもあります。計数管理の知識を身につけ、より魅力的なパチンコ店づくりを目指しましょう。

今回は計数管理の基本となる用語や公式について問題を解きながら学んでいきます。

まずは、計数用語の問題です。計数用語の関連について、知識を確認しましょう。

### 計数用語

#### 【問題】

次の計数用語に関する記述として、誤っているものはどれか。

#### 【選択肢】

a : BYが下がるとベースが下がる。

b : ベースが上がると出玉率が上がる。

c : 出玉率が下がると割数

下がる。  
d : 割数が上がると利益率が上がる。

#### 【回答分布】

a : 4 : 6 %    b : 6 : 0 %  
c : 16 : 2 %    d : 73 : 1 %

#### 【正解と解説】

正解はdです。

BYとは、スタート入賞口によるセーフ以外のセーフをアウト100個（1分間）当たりに換算した数値です。BYが下がれば払い出された玉数が減るので、ベースも下がります。

ベースは通常時の出玉率のことなので、ベースが上がれば出玉率も上がります。割数とは売上玉に対する景品玉の割合です。出玉率が下がれば割数も下がります。

そして、割数が上がるということはお客様に還元する原価の割合が増えるということを意味します。つまり、利益は減少するため、利益率は下がるのです。

計数用語の意味や公式を丸暗記するだけでは意味がありません。計数用語の関連性を理解することで、そ

の知識を実際の営業において活用できるようになります。  
次の問題は誤差メダルに関するものです。

### 誤差メダル

#### 【問題】

自店の5円パチスロで獲得したメダルを他店へ持ち出されたとき、誤差メダルの発生する傾向として正しいものはどれか。

#### 【選択肢】

a : 自店に誤差メダルは発生しない。

b : 自店にプラスの誤差メダルが発生する。

c : 自店にマイナスの誤差メダルが発生する。

d : 自店にプラス、マイナスの誤差メダルがそれぞれ発生する。

#### 【回答分布】

a : 1 : 7 %    b : 80 : 7 %  
c : 16 : 8 %    d : 0 : 8 %

【正解と解説】  
正解はbです。

誤差メダルとは、  
実際に計数機へ流されたメダル(景品メダル)と  
景品予定メダル(売上メダル-差メダル)の  
差のことです。  
  
誤差メダル=(売上メダル-差メダル)-景品メダル

自店の5円  
パチスロで獲  
得したメダル  
を他店へ持ち  
出されたとき  
5円パチスロ  
では景品メダ  
ルが本来より  
も少なくなる  
ため、プラス  
の誤差メダル  
が発生します。  
景品予定メ  
ダルのうち、

床にこぼれたりクレジットに残さ  
れたまま未交換で閉店を迎えるメ  
ダルがあるため、プラスの誤差メ  
ダルは少量ながら日常的に発生し  
ます。稼働状況にもよりますが、  
台当たり5枚以下が許容範囲でし  
ょう。

プラスの誤差メダルが許容範囲  
を超えた場合は、しっかりと原因  
を追究しましょう。

一方、マイナスの誤差メダルが1  
枚でも発生した場合は不正行為が  
行われた可能性が高くなります。

次の問題は、お客様が最初の当  
たりを引くまでの、初期投資金額  
に関するものです。

## 初期投資金額

【問題】

TS225、アウト玉数100  
個当たりのスタート回転数  
が6.0回、ベースが26%の  
とき、理論上の初当たりまで  
の投資金額として正しいもの  
はどれか。遊技料金は1個4  
円とする。  
(小数点第1位を四捨五入とする)

【選択肢】

- a : 1万0800円
- b : 1万1100円
- c : 1万2500円
- d : 1万5000円

【回答分布】

- a : 8.8%
- b : 54.5%
- c : 23.7%
- d : 13.0%

【正解と解説】

正解はbです。

初期投資金額は  $Bサ \times 遊技料金$  で求めることができます。  
TS225、アウト玉数100個当たりのスタート回転数が6.0回より、  
まずはBOを求めます。  
 $BO = TS \div アウト玉数100個当たりスタート回転数 \times 100$  なので、  
 $BO : 225 \div 6.0 \times 100 = 3,750個$   
次にベースが26% なので、  
 $B\% : 100 - 26 = 74\%$   
よってBサは、 $Bサ = BO \times B\%$ から  
 $Bサ : 3,750 \times 74\% = 2,775個$   
遊技料金は1個4円なので、  
初期投資金額： $2,775個 \times 4円 = 11,100円$ となります。

次は、パチンコ店の「儲けの指  
標」となる割数の問題です。

## 割数

【問題】

アウトが8000枚、出玉率  
が102.4%、コイン単価  
が1.75円のと看、割数はい  
くつか。遊技料金は1000

### 今回登場した計数用語

用語	意味・公式
アウト	打ち込んだ玉の数
セーフ	払い出された玉の数
ベース	$ベース(\%) = 通常時のセーフ \div 通常時のアウト \times 100\%$ $ベース(\%) = (スタート回転数(回/分) \times スタート賞球) + BY$
スタート	図柄の変動した回数のこと
差メダル	メダルの増減を示す数値。アウトからセーフを引いて求める
割数	売上玉(金額)に対する賞品玉(金額)の割合を表した数値。儲けの指標となる
BO	通常時のアウト。BOのBとはベースのB。OはアウトのO
Bサ	通常時の差玉
B%	通常時における玉の減り具合を表す数値。通常時の出玉率を表すベースとは逆の意味。「吸込率」とも言われる。 $B\% = 100\% - ベース$
BY	スタート入賞口によるセーフ以外のセーフをアウト100個(1分間)あたりに換算した数値
TS	特賞確率



円46枚とする。  
(小数点第3位を四捨五入とする)

【選択肢】  
a : 10・24割  
b : 11・78割  
c : 12・74割  
d : 12・98割

【回答分布】

a : 40・7%    b : 23・7%  
c : 19・5%    d : 16・1%

【正解と解説】

正解はdです。

割数には、景品割数と機械割数があります。

景品割数とは、売上メダル(金額)に対する景品メダル(金額)の割合を表した数値です。景品割数は営業終了後に店全体の割数を把握するときを活用します。景品割数を正確に求めるには、景品メダル数を正確に把握しなければなりません。しかし、営業中には多くのメダルが計数機に流されていないため、正確に景品メダルを把握することができません。玉積みの店舗で営業中や島別、個別に割数

を求める場合は、機械割数を用います。

景品メダルとなる前段階の「景品予定メダル」(=売上メダル-差メダル) から求めることができます。

この問題では機械割数を求められています。  
アウトが8,000枚、コイン単価が1.75円より、  
台売上:8,000枚×1.75円/枚=14,000円  
売上メダルは、14,000円÷(1,000円/46枚)=644枚  
出玉率が102.4%より、セーフ:8,000枚×102.4%=8,192枚  
差メダルは、8,000枚-8,192枚=-192枚 以上より割数を求めます。

機械割数=(売上メダル-差メダル)÷売上メダル×10より、  
機械割数:(644-(-192))÷644×10=12.98割

用語の関係や公式による数値の出し方を学ぶことで、遊技機の運用についても理解できるようになります。計数の知識を実務に役立てて行きましょう。

編集後記

急速に進んでいる年賀状じまい。SNS普及とともに若者に年賀状離れが始まったが、「終活」の高齢者に広がり、ついには法人組織でも年賀状をやめる動きが加速している。年末には、お世話になっている業界団体、会社法人の皆さんから、新年の年賀状じまいを伝える葉書が次々に届き、2ケタに及んだ。

コロナ禍の空白を経、身の回りの慣習についても、本当に必要なのか、考え直す機運が高まったようだ。  
年賀状じまい  
経済の先行きの不透明感からくる節約傾向も背景にある。年賀状は2003年が44億枚とピークで、今年はその3割程度。新年はさらに減少すると見込まれる。年賀状作りとともに、年賀状じまいも考える悩ましい年末となった。(M)

自分が競輪選手となり、レースでトップ争いをしていのだが、競っている選手に徐々に離されていく夢を見た。身近な人が出てくる夢ばかり見ている自分としては非常に珍しい内容だったので、インターネットで夢占いを検索してみると、トラブルに見舞われる予兆という気になる分析

結果を発見。妙に心に残った。しかし、それから1か月。トラブルは起きず、その気配もない。あの夢は何だったの  
新年の抱負  
かと思いつつ、2024年も23年同様、大過なく過ごしたい、淡々と老いていきたいと願うのであった。(N)

我が家には炬燵がない。近くの量販店で品定めをするも買わずに退店する、といったことを毎年やっている。  
一昨年購入した電気ストーブを使用していたのだが、電気が思いの外高く、強さMAXで稼働させるとエアコンより高くなってしまいうのだから。

全く関係ないが、その量販店ではミニ四駆のコナーが充実しており、調整のためのスペースやサーキットも無料で使用できる。下は6〜7歳から60代と世代を問わず楽しんでおり、世代間交流も活発だ。上級者?によるアドバイスや、各種パーツ等のおすそ分け等、息子もその恩恵にあずかっている。

ただその間、毎回1時間、2時間、店内を徘徊する不審なオジサンにならざるを得ないのが辛いところだ。(I)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

# 不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関  
遊技産業健全化推進機構

Organization for  
the Sound Development of  
the Pachinko & Pachislot Industry